

別添2

新旧対照表

防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百二十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>・（略）</p> <p>倉庫の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五万平方メートル以上のものの当該用途に供する部分に設ける火災情報信号（火災によつて生ずる熱又は煙の程度その他火災の程度に係る信号をいう。）を発信する煙感知器又は熱煙複合式感知器（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの）を設けた部分に設けるものを除く。）にあつては、煙感知器又は熱煙複合式感知器に用いる電気配線が、次の（一）又は（二）のいずれかに定めるものであること。</p> <p>（一） 煙感知器又は熱煙複合式感知器に接続する部分に、耐熱性</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）（第一百二十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（二に掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>・（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>

を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの

( ) 短絡した場合にあつても、その影響が準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二口に規定する防火設備で区画された建築物の部分でその床面積が三平方メートル以内のもの以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの  
ホト (略)

第二 令百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 (略)  
二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ (略)  
ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(略)  
熱感知器は、次に定めるものであること。

( ) (略)

( ) (略)  
第一第二号ニに定めるもの

熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

( ) (略)

( ) (略)  
第一第二号ニに定めるもの

(略)

ハ (略)

ホト (略)

第二 令百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件(ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。)を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 (略)  
二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ (略)  
ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(略)  
熱感知器は、次に定めるものであること。

( ) (略)

( ) (略)  
(新設)

熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

( ) (略)

( ) (略)  
(新設)

(略)

ハ (略)